

会 員 規 則



一般社団法人 遺品整理士認定協会

一般社団法人 遺品整理士認定協会 会員規則

平成 23 年 10 月 2 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 28 年 4 月 1 日改定

第 1 条（目的）

本規約は、一般社団法人遺品整理士認定協会（以下、「当協会」という。）が定める会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（会員）

会員は、本規約に同意の上、所定手続きにより、当協会への入会を認められた個人・法人を指し、会員の種類は、次に挙げる 4 種類とする。

1. 遺品整理士（正会員） 当協会所定の審査を受け、認定された個人
2. 地区統括会員 当協会所定の審査を受けて認定され、各地域を統括して活動することを認められた個人
3. 賛助会員 当協会の目的に賛同し、事業に協力するために入会した個人又は法人
4. 特別賛助会員 当協会の目的に賛同し、事業に特に協力するために入会した個人又は法人

第 3 条（入会）

1. 遺品整理士の正会員及び地区統括会員、賛助会員、特別賛助会員として、入会しようとする者は、当協会が定める規定に則り、当該手続きを済まさない限りならないものとする。
2. 前項の規定については、理事会において、決定する。

第 4 条（会員の有効期間）

- 1 遺品整理士の正会員及び地区統括会員の有効期間は入会日から 2 年間とし、賛助会員、特別賛助会員の有効期間は入会日から 1 年間とする。

第 5 条（会員の義務）

当協会の会員となった者は、当協会の理念を十分に理解した上で、法令や定款、本規則及び各会員細則を遵守し、その活動を行うものとする。

第 6 条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき
- ② 理事会で除名の決議がされたとき
- ③ 理事全員の同意があったとき
- ④ 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき

- ⑤ 当協会が消滅したとき
- ⑥ 犯罪行為や反社会的行為等、当協会の名誉を著しく傷つける行為を行ったとき
- ⑦ 会費を滞納し、催促を受けたにも関わらず、その会費を納入しないとき
- ⑧ 6ヶ月以上音信が不通となったとき
- ⑨ NPO 法人遺品整理士認定協会が提供する高齢者向け会員サービスと同様及び類似のサービス提供及び事業等を行ったとき

第7条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により、除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。
 - (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき
2. 理事会において、除名の決議がされたときは、当該会員に対し、その旨を決議より1週間以内に通知することとする。
3. 除名された当該会員は、除名より3年間は、当協会の会員として、再登録することができないものとする。

第8条（退会）

1. 当協会の会員は、代表理事に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
2. 当協会の会員が、資格更新の3ヵ月前までに退会届の提出がなされない場合、会員資格は2年間自動更新するものとし、以後も同様とする。
3. 資格の更新の際には更新費用が発生するものとし、会員はこれを速やかに支払う。

第9条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

1. 会員がその資格を喪失したときは、当協会に対する権利を失い、義務を免れるものとする。ただし、未履行の義務については、免れることができないこととする。
2. 当協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しないこととする。

第10条（個人情報等の取扱いに関する事項）

当協会に提出された個人情報等については、下記業務に必要な範囲内で利用し、下記業務以外の目的で使用する場合は、当該会員の承諾を得るものとする。

- ① 当協会の定款で提起する目的達成にあたり、必要となる業務、及び、当協会が行う活動の認知を広げていくために必要となる業務

第11条（損害賠償）

当協会の会員は、法令や定款、本規則及び各細則に違反したことにより、当協会若し

くは、第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

第12条（免責）

会員がその活動を通じて、第三者に与えた損害については、当協会は、一切の賠償責任を負わないものとする。

第13条（変更・廃止）

この規則は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができるものとする。

附則 この規則は、平成23年10月2日から施行し、同日から適用する。

附則 この規則は、平成27年4月1日から施行し、同日から適用する。

附則 この規則は、平成28年4月1日から施行し、同日から適用する。